

3歳児から5歳児までの幼稚園、保育所、認定こども園などを  
利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。

- ※ 1号認定は、入園できる時期に合わせ満3歳から無償となります。
- ※ 0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

## 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

### 【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳児から5歳児までの全ての子供たちの利用料が無償化されます。**
  - 幼稚園については、月額上限2.57万円です。
  - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。  
(注) 1号認定については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化の対象となります。
  - 通園送迎費、給食費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。  
ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
- **0歳児から2歳児までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**
  - さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳児から2歳児までの第2子は3分の1第3子以降は無償となります。

(注)これまで酒田市の保育料の多子軽減は小学校6年生までの同居するきょうだいを上限としていましたが、令和元年10月よりきょうだいの年齢制限を撤廃し、同居する第1子が中学生以上であっても第2子は3分の1に減額、第3子以降の保育料は無償となる予定です。

### 【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。**

(注)地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

# 認定こども園の預かり保育を利用する子供たち（1号認定）

## 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、酒田市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
- 認定こども園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

(注)原則、通われている園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等が条件となるため、必要に応じて就労証明書等の提出が必要となります。

## 認可外保育施設等を利用する子供たち

### 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、酒田市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注1)保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、お住いの市町村にご確認ください。

- **3歳児から5歳児までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化**されます。

### 【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

(注1)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2)無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

- **就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳児から5歳児までの利用料が無償化**されます。

問い合わせ先:酒田市健康福祉部子育て支援課

TEL:0234-26-5735

3歳児から5歳児の保護者の皆様へ

## 10月から、給食費の支払いが変わります。

- 2019年10月から、3歳児から5歳児のお子様については**保育料（副食費を除く）が無償化**されます。

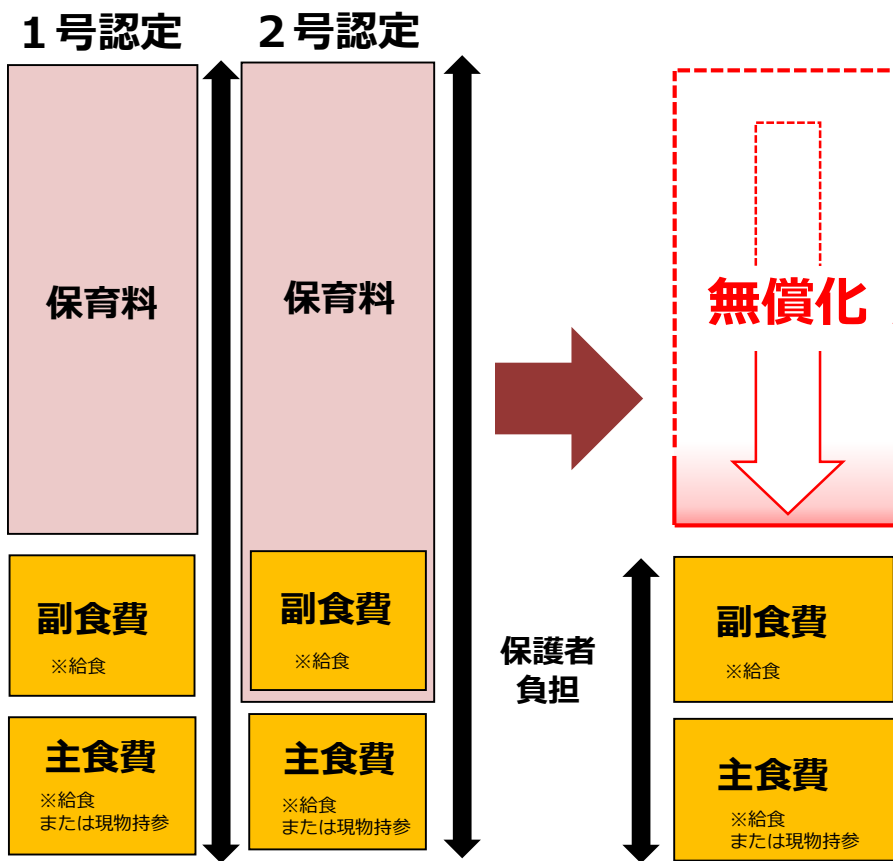
※ 1号認定は、入園できる時期に合わせ満3歳から無償となります。

- **保育所等の給食の材料にかかる費用（給食費）**については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。**

（詳細は裏面をご覧ください。）

～これまで～

～無償化後～  
(2019年10月以降)

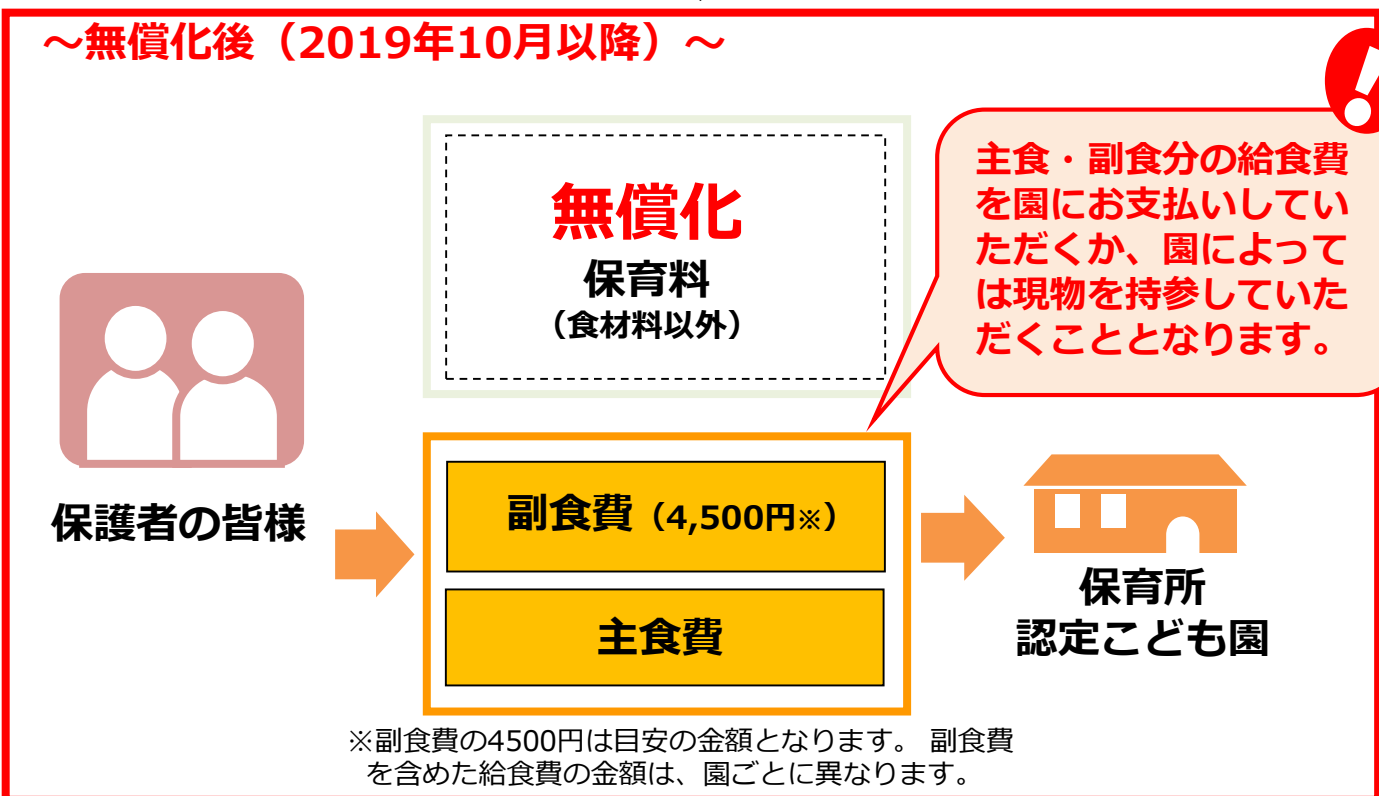
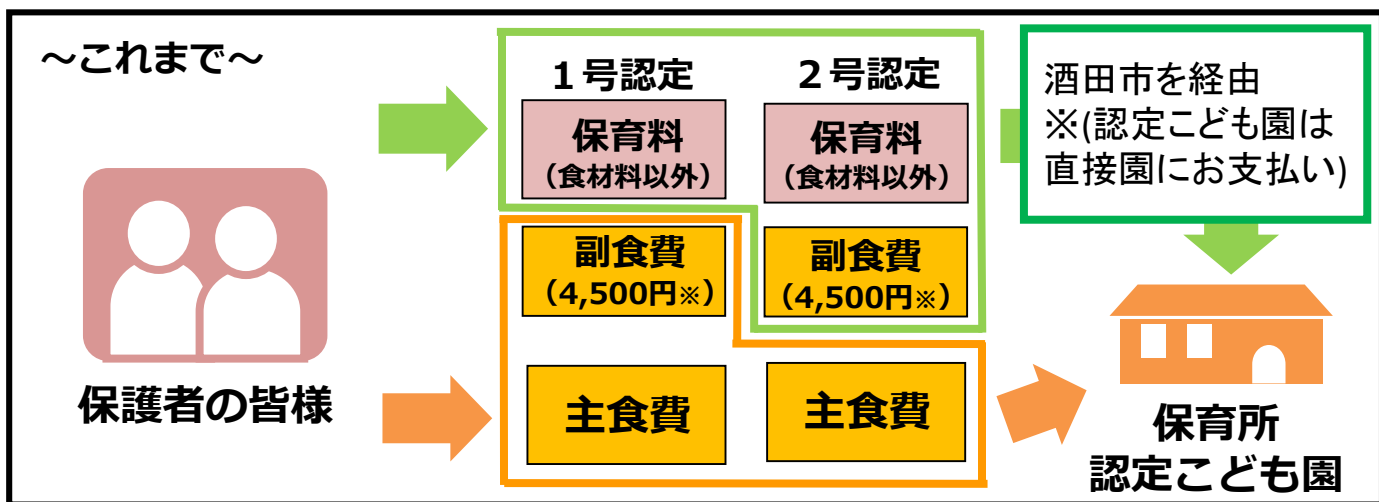


保育料（副食費を除く）  
が無償化されます。

給食費は、引き続き保護者の皆様のご負担となります。

（詳細は裏面）

- 現在、3歳児から5歳児の給食費分は、
  - ・副食（おかず・おやつなど）分は保育料の一部としてお支払い（1号認定は保育料と給食費を分けてお支払い）いただいております。
  - ・主食（お米など）分については園に直接お支払い、または現物をご持参（お弁当やお飯のみご持参など）していただいております。
- 今般、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。ただし、無償化に伴い、**今後は、主食分と副食分の給食費を園にお支払いいただくか、現物をご持参していただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。**



問い合わせ先: 酒田市 健康福祉部 子育て支援課  
TEL: 0234-26-5735